

第5次鎌倉市まち美化行動計画に係る  
令和3年度（2021年度）事業の実施状況報告書

令和4年（2022年）12月

## 目 次

第5次鎌倉市まち美化行動計画	P 1
1 アダプト・プログラムの推進	P 2
2 クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進	P 4
3 路上喫煙防止の推進	P 5
4 不法投棄への対策	P 7
5 あき地の適正管理	P 8
6 飲料等回収容器の適正管理	P 8
7 落書き対策	P 9
8 関係団体等との連携	P10
9 その他の美化活動	P11
10 その他の広報活動	P11
11 その他の支援事項	P12

## **第5次鎌倉市まち美化行動計画**

### **(1) 第5次鎌倉市まち美化行動計画の経過**

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年(2001年)3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(以下「クリーンかまくら条例」という。)を制定し、同年10月に第1次鎌倉市まち美化行動計画を策定して以降、これまで4次にわたり、鎌倉市まち美化行動計画を策定し、市民との協働によりさまざまな事業を実施し、成果をあげてきました。

また、平成16年(2004年)12月に、まちの美観及び良好な都市環境を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を制定し、3次にわたり、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市民や関係機関との連携・協働により落書きのない快適な生活環境の保全に努めてきました。

まち美化活動の取組は、道路に捨てられたごみを拾うことや家屋周囲の掃除、落書き消しやビラはがし、不法投棄の防止などが挙げられますが、これらは、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐために重要な取組であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)にも貢献する、身近で幅広い取組です。

美しい環境を保つには、多くの人々が地域に愛着や関心を持って行動することが重要です。

この計画は、市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまち美化の取組について、その方向性やそれぞれの役割を明らかにして、まち美化活動を推進し、ごみの散乱や落書きのない美しいまちづくりを実現するために策定しました。

### **(2) 計画期間**

令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)までの6年間とします。

### **(3) 第5次鎌倉市まち美化行動計画の特徴**

第5次鎌倉市まち美化行動計画では、市、市民、事業者、滞在者がそれぞれの主体ごとに役割を定め、鎌倉市のまち美化活動を推進します。

ア 落書きの形態は様々なことから、まち美化の一環として、まち美化行動計画と落書きのないまちづくり行動計画を合わせ、一体的に推進します。

イ これまでの美化活動を継続しつつ、環境意識の高い事業者との協働により、美化活動の重要性を効果的に伝え、さらに来訪者へのごみの持ち帰りの啓発を強化するなど活動を広げていきます。

ウ 海洋プラスチック問題に貢献するため、国や県と連携し海岸の美化活動を推進します。

エ 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所を禁煙区域に指定します。

オ 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画にあわせて、SDGsの理念を反映します。

### **(4) まち美化の施策**

ア アダプト・プログラムの推進

イ クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進

ウ 路上喫煙防止の推進

エ 不法投棄への対策

- オ あき地の適正管理
- カ 飲料等回収容器の適正管理
- キ 落書き対策
- ク 関係団体等との連携
- ケ その他の美化活動
- コ その他の広報活動
- サ その他の支援事項

## **1 アダプト・プログラムの推進**

アダプト・プログラムは、市内の道路、公園、河川等の公共空間について、市民等が区域を定めて美化清掃活動を行い、市がそれに対し各種支援を行うことで、ごみの散乱のない環境を保つことを目的とします。

アダプト団体の皆さんからは、清掃を続けることでごみが捨てられることも少なくなり、地域の皆さんとの連携が深まったという声も寄せられています。

令和3年度（2021年度）は新たに2団体と覚書を締結し、計18団体の活動を支援しています。

### **1. グリーンバード鎌倉** 平成21年（2009年）4月発足、会員10名

一斉清掃：年4回 その他日常清掃随時

アダプト区間：若宮大路一部区間 約0.8km（愛称道路名：鎌倉若宮大路さわやかロード）

### **2. ロジュマン・クリーンファイターズ** 平成14年（2002年）7月20日発足、会員40名

一斉清掃：月2回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉ロジュマン周辺 約1.5km

山崎跨線橋北交差点から藤沢市境までの市道 約1km

ロジュマン脇市道 約0.5km（愛称道路名：柏尾川フラワーロード）

### **3. 常盤道普請の会** 平成18年（2006年）11月1日発足、会員35名

一斉清掃：月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉市道 長谷隧道手前から仲ノ坂信号 約0.5km

### **4. 玉縄城址まちづくり会議** 平成19年（2007年）10月1日発足、会員170名

一斉清掃：月3回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉市道 路線 七曲坂 約0.3km（愛称道路名：玉縄城址 歴史の道「七曲坂」）

### **5. 腰越まちづくり市民懇話会** 平成20年（2008年）5月1日発足、会員20名

一斉清掃：5月から9月まで月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：神戸川 約2.5km 及び 二又川 約1km

**6. トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS** 平成 22 年（2010 年）10 月 1 日発足、会員 20 名

一斉清掃：月 1 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：天園ハイキングコース

源氏山周辺・葛原岡・大仏ハイキングコース

北鎌倉周辺までのトレイル・衣張山周辺

長谷配水池から稲村ガ崎までのトレイル その他の活動場所

**7. 東御門ボランティアグループ** 平成 23 年（2011 年）1 月 1 日発足、会員 3 名

一斉清掃：2 カ月 1 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：西御門の市道 約 0.1 km

**8. 三菱電機株式会社電子システム事業本部鎌倉地区** 平成 23 年（2011 年）3 月 1 日発足、会員 20 名

一斉清掃：月 2 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺の歩道等の一部

**9. 鎌倉泣塔クラブ** 平成 27 年（2015 年）10 月 1 日発足、会員 5 名

一斉清掃：月 1 回

アダプト区間：鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺

**10. 花と緑のまち梶原山を創造する会** 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日発足、会員 16 名

一斉清掃：月 2 回（毎月第 1・第 3 日曜日）

アダプト区間：梶原 1 丁目～5 丁目（梶原山町内会全域）

**11. 鎌倉カストーディアルスタッフ** 平成 28 年（2016 年）6 月 1 日発足、会員 3 名

一斉清掃：週 1 回

アダプト区間：鎌倉駅東口駅前及びその周辺

**12. 北鎌倉山ノ内清掃会** 平成 29 年（2017 年）6 月 1 日発足、会員 2 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：北鎌倉駅周辺

**13. NPO 法人コンパストウキョウジャパン東京支部** 令和元年（2019 年）4 月 1 日発足、会員 18 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：小町通り及び周辺路地

**14. 鎌倉ヘイセイズ** 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日発足、会員 30 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：鎌倉旧市街地

**15. みらいふる二階堂（白寿会）** 令和2年（2020年）4月1日発足、会員18名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：鎌倉市二階堂地区内、鎌倉宮周辺、首塚及び二階堂川

**16. 緑苑台坂の会** 令和3年（2021年）3月1日発足、会員9名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：鎌倉市緑苑台

**17. 鎌倉インターナショナル株式会社** 令和3年（2021年）8月1日発足、会員15名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：モノレール湘南深沢駅周辺

**18. 就労移行支援事業所パスセンター大船** 令和3年（2021年）11月1日発足、会員20名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：大船駅西口周辺

## 2 クリーンアップかまくら市内一斉等清掃等の推進

まち美化意識を啓発するため、毎年、春・秋に市民団体と共催で「クリーンアップかまくら市内一斉清掃」を実施しています。

令和3年度（2021年度）については、令和2年度（2020年度）に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、海の部・まちの部ともに中止としています。



### (1) クリーンアップかまくら市内一斉清掃参加者数

		天気	参加者	合計
令和元年度 (2019年度)	春	海の部	晴	1,367人
		まちの部	晴	220人
	秋	海の部	晴	660人
		まちの部	雨天中止	雨天中止
令和2年度 (2020年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
令和3年度 (2021年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			

### 3 路上喫煙防止の推進

#### (1) 路上喫煙防止条例の制定

歩きタバコによる火傷や服のこげ、吸い殻のポイ捨てなど路上での喫煙についてさまざまな問題が指摘されていたことから、「クリーンかまくら条例」で歩行喫煙を控えることとしていたマナーの向上に期待するだけでなく、路上での禁煙をルール化するため、平成 21 年(2009 年) 4 月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を施行しました。

#### (2) 条例の骨子

市内の道路、広場、公園など屋外の公共の場所では、喫煙をしないよう努めていただきます。

また、これらの場所のうち特に人通りの多い鎌倉駅周辺及び大船駅周辺の特定の区域を、路上喫煙禁止区域として平成 21 年(2009 年) 1 月に指定しました。

この禁止区域で喫煙したときには、路上喫煙防止監視員が口頭で喫煙を中止するよう注意します。指導に従わず、喫煙を中止しないときには、指導員が喫煙を中止するよう命令します。

さらにその命令に従わず、喫煙を中止しないときには、罰則として過料 2,000 円を徴収します。

#### (3) 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例に基づく路上喫煙防止の指導件数（口頭注意 ※1）

	巡回日数	鎌倉駅周辺	大船駅周辺	合計 (鎌倉+大船)	平均指導件数 (口頭注意)
令和元年度 (2019 年度)	240 日	32 人	1,068 人	1,100 人	4.58 人/日
令和 2 年度 (2020 年度)	243 日	46 人	1,857 人	1,903 人	7.83 人/日
令和 3 年度 (2021 年度)	181 日 ※2	78 人	421 人	499 人	2.76 人/日 ※3

※1 指導件数は、口頭注意の件数です。(中止命令・過料徴収は実績なし)

※2 これまで交通計画課の放置自転車等防止対策業務を兼ねて巡回していましたが、巡回区域の柔軟な対応やきめ細やかな啓発指導を行うことを目的として、令和 3 年(2021 年) 8 月から路上喫煙防止業務を単独で巡回するように変更したことに伴い、巡回日数としては令和 3 年度(2021 年度)が令和 2 年度(2020 年度)に比べて減少しています。



大船駅東口歩道橋下屋内型喫煙所

※3 令和 3 年度(2021 年度)の指導件数が減少している理由は、令和 2 年度(2020 年度)に新型コロナウイルス感染症拡大により利用を停止していた喫煙所を再開したことや令和 3 年(2021 年) 6 月 23 日から新たに大船駅東口歩道橋下屋内型喫煙所を供用開始したことにより、路上喫煙者が減少したことが要因と考えられます。

喫煙所整備の他にも、民間事業者が喫煙所を設置する際の補助金の助成制度について、見直しを検討しました。

#### (4) 路上喫煙防止のための周知啓発状況

路上喫煙防止を周知啓発するため、路面シートや路上喫煙禁止区域表示板を設置しています。

令和3年度（2021年度）に新たに電柱に設置するタイプの表示板を導入し、腰越地域10箇所に電柱小型公共表示を設置しました。

<b>路面シート</b>
232 箇所（区域内 63 枚、区域外 169 枚）
<b>路上喫煙禁止区域表示板</b>
24 箇所
<b>電柱小型公共表示</b>
10 箇所

※令和3年（2021年）3月31日時点での設置箇所



新たに設置した電柱小型公共表示

#### (5) 路上喫煙率調査の実施

	実施場所	実施日	調査結果	
令和元年度 (2019年度)	江ノ電 七里ガ浜駅	9月20日(金)	歩行者 6,099 人中 12人 (0.20%)	
	モノレール 湘南町屋駅	～9月22日(日)	歩行者 4,782 人中 12人 (0.25%)	
	モノレール 西鎌倉駅	10月20日(日) 10月26日(土) 11月1日(金)	歩行者 4,313 人中 16人 (0.37%)	
令和2年度 (2020年度)	大船駅周辺	8月5日(火)	211人	
	鎌倉駅周辺	8月5日(水)	160人	330人
		8月8日(土)	170人	
海岸沿い	8月9日(日)	84人		
令和3年度 (2021年度)	大船駅周辺	11月25日(木)	36人	
	鎌倉駅周辺	11月26日(金)	36人	62人
		11月27日(土)	26人	

※令和元年度（2019年度）は、まち美化推進員の協力を得て、路上喫煙禁止区域外のポイ捨て本数を計測。令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は職員のみで実施し、喫煙者数を計測。



## 4 不法投棄への対策

不法投棄物のない清潔で快適な環境を保つため、市が行うパトロール中の発見や市民の皆さんからの通報を受け、不法投棄者へ廃棄物等の除去を求めるとともに、不法投棄者が不明で不法投棄の状態が良好な環境保全の妨げとなる場合には、不法投棄された土地の所有者や管理者に廃棄物等の除去について依頼し、処理しています。

また、道路や公園など市の管理している公有地に投棄された場合や、クリーンステーションに市で回収できないものが捨てられた場合にも最終的に市で不法投棄として回収し、処理しています。

なお、不法投棄されやすい場所には、防止看板を配付するなど対策を講じています。

### (1) 不法投棄物通報件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
令和元年度 (2019年度)	11件	11件	22件
令和2年度 (2020年度)	24件	21件	45件
令和3年度 (2021年度)	13件	16件	29件

### (2) 不法投棄物処理の内訳

市が処理した不法投棄物は、次のとおりです。不法投棄物は、把握可能なものは品目ごとに点数を記載しています。様々な物品や部品の混合物、処理困難物は容積で記載しています。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	処理方法
家電(リサイクル4品以外)	0点	0点	0点	市の施設(クリーンセンター)で処理
自転車	2点	1点	4点	
燃やすごみ・不燃ごみ	13点	35点	28点	
鉄くず	4点	2点	0点	
家電リサイクル4品(エアコン)	0点	0点	0点	(一財)家電製品協会を通じてリサイクル処理
家電リサイクル4品(テレビ)	21点	23点	18点	
家電リサイクル4品(冷蔵庫)	1点	2点	2点	
家電リサイクル4品(洗濯機)	2点	2点	3点	
処理困難物(廃プラスチック類・金属くず) 内訳:自動車用・バイク用バッテリー、廃タイヤ、サーフボード、消火器、ノートPC、デスクトップPC、液晶モニター等	7 m <sup>3</sup>	7 m <sup>3</sup>	5 m <sup>3</sup>	市の施設での処理が困難なため、事業者への委託により処理

### (3) 神奈川県との不法投棄に係る合同パトロールの実施

不法投棄がたびたび発生している市内4箇所（岩瀬、鎌倉山、関谷2箇所）の現場を神奈川県（資源循環推進課及び横須賀三浦地域県政総合センター環境課）の職員とともに年4回のパトロールを実施していましたが、令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

## 5 あき地の適正管理

### (1) 目的

市民の健康で安全かつ快適な生活に必要な環境確保などのために「あき地の環境保全に関する条例」を制定して、あき地の所有者に、あき地が不良状態にならないよう維持管理を指導し、あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑止し周辺環境を維持します。

### (2) あき地対応の流れ

近隣住民等から通報のあった不良状態にあるあき地は台帳に登録し、毎年夏前（6～7月頃）に現地調査を行い、土地の所有者・管理者に対して草刈等の適正な管理を促す通知文を送付しています。

また、秋（9月頃）に再度現地調査を行い、状況が悪化しているあき地や通知文を送付しても状態が改善されていないあき地の所有者・管理者に対して通知文を送付しています。

年2回の現地調査及び適正な管理を促す通知文の送付により、対象となっているあき地は概ね草刈等の対応がされています。

なお、建築や駐車場活用等に伴ってあき地でなくなった場合は、次回の調査対象から外しています。

### (3) あき地対応件数

	調査対象	通知件数 (6～7月頃)	再通知件数 (9月頃)
令和元年度 (2019年度)	181件	103件	64件
令和2年度 (2020年度)	220件	100件	96件
令和3年度 (2021年度)	225件	146件	63件

## 6 飲料等回収容器の適正管理

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年（2001年）3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（以下「クリーンかまくら条例」という。）を制定し、自動販売機により容器入り飲料を販売する事業者には回収容器の設置及び適正管理を義務付けています。

条例に基づき、飲料等の自動販売機に回収容器を設置し、ポイ捨てによる空き缶の散乱がないよう、事業者に対し適正な管理を指導します。

調査は鎌倉市まち美化推進員の協力を得て、令和3年（2021年）12月に実施しました。

飲料等の自動販売機回収容器設置状況調査の結果を踏まえ、回収容器の未設置箇所の事業者等に対し、回収容器を自動販売機から5メートル以内に設置するよう、職員による指導を行いました。

平成27年度（2015年度）～令和3年度（2021年度） 飲料用自動販売機回収容器設置率

調査年度	自動販売機		回収容器			
	設置箇所数	設置台数	設置箇所数	設置台数	未設置箇所数	設置率
平成27年度 (2015年度)	730	1,151	706	1,021	24	97%
平成30年度 (2018年度)	702	1,041	673	890	29	96%
令和3年度 (2021年度)	684	977	600	849	83	88% ※

※令和3年度（2021年度）の設置率が88%と8%下がったことについて、飲料用自動販売機の管理者等に確認したところ、回収容器の設置により回収容器の周辺にごみの散乱が多くなること、また、新型コロナウイルス感染症のため、他人が口を付けて飲んだ飲料用容器を回収することに抵抗があることが要因となっていました。

## 7 落書き対策

### (1) 取組状況

まちの美観や都市景観を保ち、落書きのない快適な生活環境を実現するため、平成16年（2004年）12月に鎌倉市落書き防止条例を制定し、落書きされにくい環境を整備するとともに、落書きに気づく意識啓発、描かれたらすぐに消す体制づくりに取り組んでいます。

消去方法など落書き被害についての相談を受け付け、落書き消去に必要な道具の提供や、落書き消去に取り組んでいる団体の紹介を行うとともに、犯罪として警察署に相談するよう促しています。

また、落書きが発生した自治会・町内会に対し、落書きの情報提供として「落書き・貼り紙一覧表」を送付して、周知に努めました。

### (2) 落書き通報件数及び消去箇所数

	落書き件数			落書き箇所数	消去箇所数	未消去箇所数
	落書き	貼紙 (シール)	合計			
令和元年度 (2019年度)	89件	193件	282件	282箇所	282箇所	0箇所
令和2年度 (2020年度)	98件	189件	287件	287箇所	287箇所	0箇所
令和3年度 (2021年度)	183件	256件	439件	439箇所	439箇所	0箇所

落書きは、放置すると次々に拡大する恐れがあるため、施設の管理者にすぐに消去することをお願いしています。

落書きのないまちづくり事業の実施にあたり、平成 21 年度（2009 年度）から市民活動団体である鎌倉を美しくする会との協働事業で取り組んでおり、令和 3 年度（2021 年度）の落書きは、鎌倉を美しくする会または落書き被害のあった施設の管理者によりすべて消去されています。

### （3）地区別、落書き件数

	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄
令和元年度 (2019 年度)	182 件	35 件	1 件	62 件	2 件
令和 2 年度 (2020 年度)	148 件	11 件	22 件	96 件	10 件
令和 3 年度 (2021 年度)	220 件	40 件	14 件	147 件	18 件

## 8 関係団体等との連携

まち美化に携わる関係団体と連携し、市内の美化を推進しています。

### （1）自治会・町内会等との連携

自治会・町内会やそれに準じる団体が、原則として、毎月 1 回「まち美化統一クリーンデー」を定め、自治会・町内会区域内の市道路等を清掃したことに對し、奨励金を交付しています。

令和 3 年度（2021 年度）は、市内の 182 自治会・町内会のうち 116 団体、63%の団体が実施し、奨励金 1,237 千円を交付しました。

### （2）アダプト・プログラム活動との連携

令和 3 年度（2021 年度）末で、18 団体が 18 地区で美化清掃活動を実施しています。清掃に当たっては、市から清掃用具を提供しています。

### （3）地域の市民代表である鎌倉市まち美化推進員との連携

鎌倉市まち美化推進員は、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱防止について、市民や滞在者への意識啓発を図るために、公募市民や地域性等を考慮して市が委嘱しています。

例年は、20 名の鎌倉市まち美化推進員が、市と協働して毎年、春・秋のクリーンアップ市内一斉清掃への参加をはじめ、駅頭や観光スポットでのキャンペーンなどの意識啓発や、歩行喫煙率調査などまち美化に関する調査を行っていますが、令和 3 年度（2021 年度）については、飲料用自動販売機回収容器調査は実施しましたが、他の例年の活動は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

#### (4) 小中学校・高校等との連携

学校の総合学習等において、市のまち美化に係る事業を調査している生徒たちに市の取組を伝え、今後を担う人材にまち美化を普及啓発しました。令和3年度（2021年度）は対面での実績はなく、電子メールにより質疑応答を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベント等が中止になったことから、まち美化活動への参加等の呼び掛けについては、令和3年度（2021年度）の実績はありません。

## 9 その他の美化活動 ・ 10 その他の広報活動

#### (1) 鎌倉駅地下道「ギャラリー50」展示延日数

令和元年度（2019年度） 7日

令和2年度（2020年度） 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和3年度（2021年度） 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (2) まち美化ポスターコンクールの応募人数

中学生を対象として、まちの美化に対する啓発のため実施していますが、令和3年度（2021年度）は、令和2年度（2020年度）に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

	応募人数	表彰人数
令和元年度 (2019年度)	211人	26人
令和2年度 (2020年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
令和3年度 (2021年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	

#### (3) ごみの持ち帰りキャンペーン

鎌倉市まち美化推進員と協働し、ごみの持ち帰りキャンペーンを年4回予定していましたが、令和3年度（2021年度）は、令和2年度（2020年度）に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していたキャンペーンは中止しました。

#### (4) 海岸の美化

海岸のごみの散乱を防止し、海岸を清潔に保ち環境を保全するため、相模湾沿岸の13市町と神奈川県によって設立された「公益財団法人かながわ海岸美化財団」が日常的に海岸の清掃を行っています。

また、市民団体と共催によるクリーンアップかまくら市内一斉清掃「海の部」を春・秋の年2回開催していますが、令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

海岸のごみは、ほとんどが漂着ごみで、河川への投棄物が海岸に流れ着いたものであり、これらのごみは、可燃・不燃ごみに分別して処理し、海藻は海岸に埋めています。

## 海岸美化清掃のごみ回収量 (kg)

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
材木座		141,540	116,790	85,810
由比ガ浜		275,405	182,320	152,860
稲村ガ崎		590	0	150
七里ガ浜		4,535	2,550	23,100
腰越		7,700	8,380	8,390
緊急直営清掃		27,050	49,130	44,320
合計		456,820	359,170	314,630
うち	可燃ごみ	92,450	129,260	155,980
	不燃ごみ	27,370	24,310	16,450
	海藻	337,000	205,600	142,200

### (5) 多言語化表記

グローバル・パートナーシップを視野に入れたまち美化活動の周知として啓発物等の表記を多言語化しており、令和3年度(2021年度)については、路上喫煙防止の路面シートや新たに設置した電柱小型公共表示を4か国語表記(日本語、英語、韓国語、中国語)で作成しました。

## 11 その他の支援事項

市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するため、環境保全団体が会報などを会員へ郵送する際の通信助成や実施事業の後援を行っています。

### (1) 環境保全団体に対する支援の実施状況

	通信助成		講師派遣助成		後援	
	団体数	支援実績	団体数	支援実績	団体数	支援実績
令和元年度 (2019年度)	1	74通	—	—	6	7回
令和2年度 (2020年度)	1	50通	—	—	1	1回
令和3年度 (2021年度)	1	47通	—	—	1	1回